

○AISを活用した進路を知らせるための措置

船舶自動識別装置 (AIS) の「目的

地に関する情報」の入力について、

①国際海事機関が推奨する方法に沿って入力方法がルール化されます。

②ルール化された入力方法に従った入力が義務付けられます。

<対象船舶>

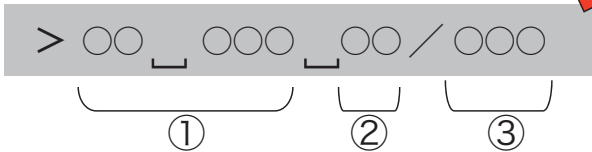
AISを搭載している船舶 (船員法による作動義務が免除されている船舶は除く。)



目的地に関する情報の入力方法については、国際海事機関(IMO)が、目的港の国名と港名を示す5文字のアルファベットのコードを用いる方法を推奨しています。これをもとに入力のルールを作りました。

<入力方法>

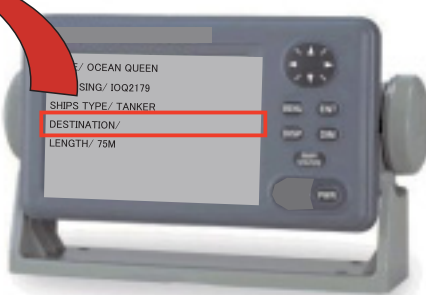
船舶自動識別装置の目的地情報欄



- ①目的港を示す記号 (国を表す記号と港を表す記号の組合せ)
- ②港内での進路を示す記号 (係留場所等を示します)
- ③その他必要な情報を示す記号 (通過するルート等を示します)

基本的にはこの形式に沿って入力してください。
「>」、「/」、「_」(スペース・空白)なども忘れないようにしてください。

<船舶自動識別装置 (AIS) >



AISへの入力と港内・航路での信号旗による進路表示は両方行ってください。



AISの入力によって分かること!!

- ・他の船舶が、どこの港を目指して航行しているのか!
- ・他の船舶が、港内でどこの係留施設に向かって航行しているのか!
- ・他の船舶が、どのようなルートをたどって航行していくのか!

このように、AISを搭載している船舶同士は互いに相手船の進行方向に目安をつけることができるようになって、衝突防止に大きな効果が期待されます。

ただし、航行中に入力しようとすると、見張りが十分でなくなるおそれがあるので、**出港する前などできる限り早い時期に入力してください。**

目的港の入力ルール

- ※目的港が日本の港 (港則法の適用港) の場合は、今回新たに定める港を示す記号を入力
- ※外国の港などが目的港の場合は、国連LOコードを入力 (例: 米国サンフランシスコは「US SFO」)
- ※目的港が国連LOコードを有しない場合、又は目的港の国連LOコードが不明な場合には、「===」の後に一般的な英語名称などを入力。
- ※目的港の港名が不明な場合には、国連LOコードの代わりに「?? ???」を入力

注意

AISへの誤入力の事例が見られます。AISへの誤入力は危険な状況を招く場合がありますので正しく入力しましょう。

船舶自動識別装置 (AIS: Automatic Identification System) は、船舶相互間や船舶と陸上の航行援助施設との間で、以下の3種類の情報を自動的に送受信するシステムです。500トン以上の内航貨物船等への搭載が義務付けられています。



<入力例>

【例1】

博多港を目的港として、博多港内では、第2区の係留施設に向かう船舶。途中、関門港を西口の六連島東方に向かって同港を通過。

> JP _ HKT _ E2 / WM

- ①目的港が博多港 (JP HKT)
- ②目的港内では第2区の係留施設へ (E2)
- ③途中、関門港を西向きに通過し、六連島東方から出域 (WM)

②は、今の港内での進路を示す信号旗による信号の代表旗を除いた記号を入力してください。

入力する記号は、海上保安庁が提供しているリーフレット(注1)やHPを参考にしてください。

【例2】

名古屋港を目的港とし、入港前に港の境界付近で錨泊する船舶。

> JP _ NGO _ OFF

- ①目的港が名古屋港 (JP NGO)
- ②入港前に港の境界付近で錨泊 (OFF)

【例3】

京浜港 (横浜区) を目的港とし、京浜港 (横浜区) 内では、第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁に向かう船舶。途中、東京湾内の中ノ瀬海域で錨泊しようとする船舶。

> JP _ YOK K / NNX

- ①目的港が横浜港 (JP YOK)
- ②目的港内では第3区のJFEスチール東日本製鉄所岸壁へ (K)
- ③途中、東京湾の中ノ瀬海域で錨泊 (NNX)

<リーフレット例>

適用港の港コード一覧表 (例)

港名	港名 都道府県名	コード
博多 (福岡県)	HAKATA FUKUOKA	JP HKT
名古屋 (愛知県)	NAGOYA AICHI	JP NGO
京浜 横浜区 (東京・神奈川県)	KEIHIN YOKOHAMAKU TOKYO・KANAGAWA	JP YOK

通過するルートを示すコード (例)

經由進路	コード
西口の六連島東方に向かって航行し、関門港 (響新港区、新門司区を除く。) を通過又は出港する	WM
仕向港に向かう途中で東京湾中ノ瀬海域で錨泊する場合	NNX

(注1) 別途、日本の適用港全ての港コードを記載したリーフレットを作成します。